

# 郡山インターナショナルスイミング規約

- (名称) 第1条 本クラブは郡山インターナショナルスイミングと言う。
- (位置) 第2条 本クラブの位置は、郡山市緑町21番2に置く。
- (目的) 第3条 本クラブは専任コーチ制による一貫した水泳指導を行い、水泳に対する理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とする。
- (入会資格) 第4条 本クラブに入会出来る者は、各コース別に定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同した者とする。
- (指導日時) 第5条 会員は各コース毎に定められた曜日・時間に指導を受けることができる。
- (休業日) 第6条 本クラブは定期休暇及び会場整備、その他やむを得ない事由が発生した場合に限り休業することがある。ただし、本クラブ側の事由により休業する場合は一週間前までにクラブ内掲示する。
- (指導内容) 第7条 本クラブはコースに応じた指導要綱及び細目を設置する。指導要綱及び細目にもとづく個別的、具体的指導方法は、指導担当運営委員、主任コーチ及びコーチが決定する。
- (入会手続) 第8条 入会希望者は別に決める入会申込書に必要事項を記入し、入会金、会費及び諸費と共に提出する。
- (休会・退会) 第9条 休会または退会をしようとする者は別に定める休・退会届用紙に必要事項を記入し、休・退会する前月末までに受付に届出なければならない。  
休会期間を申出てからあらかじめ休会期間中1ヶ月につき1,100円を添えて届出のあった者について認める。
- (入会金) 第10条 会員は下記に定める入会金（会員証、名札版の実費を含む）を納入しなければならない。  
入会金は本クラブの資格を失うまで有効とし退会時に返済しない。  
入会金 6,600円
- (会費等) 第11条 会員は、別に定めるところに従いコース別の会費を1ヶ月毎に納入しなければならない。  
(1) 会費納入は全て前納制の自動振替です。(原則)  
(2) 16日以降に入会した場合は、入会の月の会費は半額とする。  
(3) 会費等は毎月末日までに翌月分を前納すること。
- (会費等の不返還) 第12条 一旦納入した入会金及び会費等は理由の如何をとわず返還しない。  
(自動振替になった会費等の返還は、正規の届出をしたものに限り返還する。但し、有効期間は受付受理より1ヶ月以内とする。)
- (会費等の滞納) 第13条 会員が事前の承認手続きをとる場合のほか正当な理由がなく会費等の納入を1回でも怠ったときは、水泳指導を停止され、同時に会員としての資格を失う。
- (会員のモラル) 第14条 会員は下記のことを厳守する。  
(1) 会場内ではコーチの指示に従いルールを守ること。  
(2) 本クラブの秩序を守り、クラブの目的に那样努力すること。  
(3) チームワークを守り、クラブ全員が明朗、快活なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。
- (除外) 第15条 本規約に違反する等、本会員にふさわしくないと認められる者に対しては、本クラブは運営委員会においてコーチの意見を聞いた上で除名することができる。
- (会場内の管理) 第16条 会員は会場内において別に定める場内管理規定に従うこと。  
(1) 会員が前項の管理規定に従わないためにおきた練習中の事故、盗難については本クラブは損害賠償責任は一切負わないものとする。  
(2) 第1項以外の練習中の事故、盗難については本クラブの会場管理に過失があったと認められた場合のみ、被害の事実を確認の上、損害の責任に任ずるものとする。
- (損害事故の責任) 第17条 会員が会場内で定められた練習時間中に身体上の損害を受けたときは、その会員がコーチの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り本クラブは賠償責任の責に任ずる。
- (発効) 第18条 本規約は2020年4月1日より発効する。

以上